**とうみプレミアム付商品券事業要綱**

①目的

　低所得者・子育て世帯向けのプレミアム付商品券の販売を行うことにより、この１０月の消費税率の引上げによる低所得者・子育て世帯に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えすることを目的とする。

②発行主体

　商品券の発行主体は、東御市商工会とする。

③プレミアム

　商品券のプレミアム率は２０％とする。

④販売内容

　額面５００円の商品券１０枚綴り（５，０００円）を４，０００円で販売する。

⑤販売日及び販売期間

　商品券の販売期間は、令和元年１０月１日（火）から令和２年２月２８日（金）とする。

⑥有効期間

　商品券の有効期間は、販売の初日から令和２年３月３１日（火）までとする。

⑦販売場所

　商品券の販売は、東御市商工会館内で行う。

⑧１人あたりの商品券購入限度額等

　(1)購入希望者１人あたりの購入単位は４，０００円とし、５回まで購入できる。ただし、限度額は２万円までとする。

　(2)購入希望者は、氏名、住所を確認できる身分証明書、郵便物等を持参し購入する。

　(3)家族が同一世帯員の購入引換券により商品券を購入することができる。また、代理人や使者等が商品券を購入することもできる。その際には、続柄や被代理人等との関係を申し出て購入する。

⑨取扱加盟店について

　(1)商品券を取り扱う店舗（以下、加盟店という）は次の条件に該当する店舗とする。

　　ア　東御市商工会員で当該事業に参加を希望する事業所（業種問わず）。

　　イ　東御市長が認めた事業所

　(2)加盟店への登録を希望する事業所は、取扱加盟店登録申込書を東御市商工会へ提出しなければならない。

⑩本商品券の対象のなる商品・サービス等

　商品券は、小売・飲食・建設・サービスなどの加盟店の取り扱う商品・役務・サービス等において

使用できるものとする。ただし、有価証券や商品券、ビール券、酒券、印紙、プリペードカード等換

金性の高いものや市外でも利用できる電子マネーのチャージ、特定の商品（公共料金、金融商品、本

事業の目的にそぐわないもの等）は対象外とする。

⑪加盟店の換金手続き等

　加盟店は、使用された商品券裏の指定欄に自店名を記入・押印したうえ、換金請求書に添えて発行

元の東御市商工会事務局の窓口において換金手続きをする。その際、窓口において金銭の授受は行わ

ず、事務局は預かり枚数と金額を記載した預かり証を発行、締日に応じて予め定めた支払日に指定口座

への振込により換金手続きを完了するものとする。

　なお、換金請求の締日及び支払日は、原則として以下のとおりとし、振込手数料は商工会が負担する

ものとする。

１５日締　⇒　当月２５日支払

　末日締　⇒　翌月１０日支払

　最終の換金手続きは令和２年４月１５日締分（当月２５日支払）とし、以降の換金請求には応じな

い。

⑫つり銭等

　商品券の使用時において、加盟店からのつり銭は出さないものとする。

⑬返還請求等

　本事業においては、次の行為を禁止する。万が一、違反行為が判明した場合は、その者に対し、

プレミアム相当額の返還請求のほか商工会長の決定した処置をとるものとする。

ア　商品券を他人に売却すること。

イ　商品券を担保に供し、又は質入れすること。

ウ　加盟店自らの商品仕入れ等に利用すること。

エ　その他本事業の目的に相反する行為を行うこと。

⑭商品券の払戻

　使用期間内に使用されなかった商品券について、払戻は行わない。

⑮委任

　この要綱に定めるもののほか、実施のために必要な事項は、商工会長が別に定める。